

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

公益社団法人 岡山県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称：岡山かなりや学園	種別：児童発達支援センター
代表者氏名：大森修平	定員（利用人数）：67名
所在地：岡山県岡山市北区西古松321-102	
TEL：086-241-1415	ホームページ：http://kanariya1975.com
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：1975年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 岡山ろうあ児援護協会	
職員数	常勤職員：16名 非常勤職員：1名
専門職員	言語聴覚士 9名 保育士(兼看護師) 1名
	管理栄養士(兼調理師) 1名 嘱託医 1名
	管理者 1名 児童発達支援管理責任者 1名
施設・設備の概要	(居室・設備等) 指導室・観察室7、診察室1、検査室2、人工内耳フィッティング室1、多目的ホール1、厨房1、相談室1、応接室1、役員室1、

③理念・基本方針

聴覚障害乳幼児を早期に発見し、補聴器や人工内耳を装用して聴覚を最大限に活用しつつ、保護者とともに子どもの心とことばを育てる。

④施設・事業所の特徴的な取組

全国に20か所、県内1か所しかない難聴乳幼児専門通園訓練機関として、①聴覚障害児の診断、聴覚管理、診断書作成、②補聴器のフィッティング、③人工内耳の音入れ、マッピング、④児童の療育、⑤保護者への研修やカウンセリング、⑤保育所訪問等支援、⑦巡回相談（岡山県の委託事業）などを行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2022年6月1日（契約日）～ 2022年10月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（年度）

⑥総評

◇特に評価が高い点

<福祉サービスの基本方針と組織>

福祉型児童発達センターの制度に基づきながらも「難聴乳幼児の療育・保護者支援」に特化した特徴的な施設であり、配置されている専門職も言語聴覚士がほとんどです。乳幼児期に受審施設を利用した児童が後に言語聴覚士となり職員として就職するなど、半世紀近くの歴史を持っています。また、50周年を前に2022年春に新園舎に建替え、最新の設備が備わっています。

積極的に研究発事業に取り組むとともに、新規事業の開発・実施を進めています。利用者ニーズに応え、「聴覚障害児中核機能モデル事業」による卒園後支援の取り組みを指定終了後も継続拡大し、相談支援事業所の開設などとあわせて難聴児の卒後支援・生涯支援へと将来展望を持っています。

<福祉サービスの質への向上>

毎月の勉強会や新任職員研修会、研修計画はありませんが給与規程別紙にキャリアパス要件を定めており、人材育成およびサービスの向上に務めている姿勢が伝わります。

<保護者支援>

難聴児と分かった時の保護者の不安などに対して、指導時の話し合いや保護者研修で正しい理解を促し、家庭でのふれあい方を丁寧に行い、また、集団療育での他の利用者の様子、保護者の関わり方を見る事、保護者同士の話し合いで不安や疑問を解消し、先の見通しを持つことができるようになっていきます。2021年度の実績では、保護者研修会は9種類開かれており、入門から年齢別、課題別等広い領域にわたり研修を重ねています。日常の療育場面などでの面接と併せ濃厚な保護者支援を行っています。

<社会参加、学習参加>

利用者、保護者の希望により通園している保育園や幼稚園に訪問しその利用者の特性やかかわり方などのアドバイスを行っています。また、就学前にも小学校を訪問し、利用者が安心して通学できるように支援しています。

◇改善が求められる点

<理念・基本方針>

理念・目標を職員や保護者の目にとまる場所に掲示してはいかがでしょうか。また、将来構想をぜひ職員と共有化し、中期計画へと取りまとめられ、年次の事業計画・事業報告の内容充実(見える化・可視化)を図られてはいかがでしょうか。全体に言えることですが、思いや構想を持っていたり、すでに取り組んでいる素晴らしい実践が書類や文書で見えてこないのが、もったいない印象を受けます。規程・マニュアル類の整備も併せて取り組みが見える化していただければと思います。きっとそのことが社会的評価につながり、寄付などで形になって戻ってくるのではないかと思います。。

<福祉人材の確保・育成>

人事基準を知らない職員もいるようです。給与規程別紙のキャリアパス要件な

ども職員に再周知されてはいかがでしょうか。

＜地域生活への移行と地域生活への支援＞

啓発活動で真庭市に巡回活動に行かれています。以前は3～4か所行っていましたが、自治体の受け入れが大変なので、今は真庭市のみと聞いています。岡山県に一つしかない通園難聴児施設で、利用者も遠方から通園しています。利用者の住む地域に相談できるように、巡回先の開拓をしていただければ、もっと支援を受けられる難聴児が増えると思います。保健師との研究協議会や公開指導研究会の取り組みをされているので、ぜひ、その結果をもっと広められることを望みます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、施設として初めて第三者評価をしていただき、今まで意識できていなかった部分に気づかされたことが多くありました。

「法令遵守」と、ことばではわかっていたつもりですが、実際どのようなことに気を付けなければいけないのか、職員間で共通理解するということの難しさについても、今後取り組んでいかなければならないと思いました。

個人的には、療育担当から園長になり、どうしても療育の内容にばかり目を向けがちでしたが、中・長期計画や毎年の事業計画など、園全体のことに目を向けて、それを職員全体で共有することの大切さに気づくことができました。

今後は報告書の内容を忘れず、園児、保護者が安心して通い、成長出来る、そして職員にとっても働きやすい施設になるよう、努力していきます。

お忙しい中資料に目を通し、また実際に来園して評価をして頂き、本当にありがとうございました。

⑧第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「聴覚障害乳幼児を早期に発見し、補聴器や人工内耳を装用して聴覚を最大限に活用しつつ、保護者とともに子どもの心とことばを育てる」の理念のもとに4つの学園の目標を掲げ、職員会議にて周知を図り共有しています。ホームページで理念・学園の目標を紹介し、入園時のオリエンテーションなどで利用者と保護者に説明をしています。また、ホームページのデザインを一新し、スマートフォンからのアクセスにも対応してより周知できています。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍における利用者減少、利用者の重複障害の増加、共働き・ひとり親家庭や外国人の増加などの事業経営をめぐる状況把握と分析ができています。</p>		
	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の療育知識・技術の向上、聴覚障害への理解と啓発、保護者への助言を含めた療育プログラムの確立、最新機器の理解と活用、施設改善も含めた安全の確立、コロナへの対応など課題を見据えた取り組みを掲げています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>明文化された中・長期計画はありませんが、重点施策の中で先にも掲げた「職員の療育知識・技術の向上、聴覚障害への理解と啓発、保護者への助言を含めた療育プログラムの確立、最新機器の理解と活用、施設改善も含めた安全の確立」などの取り組みとともに、2025年に迎える50周年記念事業、岡山市より2022年9月から指定を受けた「聴覚障害児中核機能モデル事業」による小・中・高・就職に至るまでの卒後支援の取り組みをモデル指定1年後以降も継続拡大していくこと、認可申請中の相談支援事業所の併設など向う5年程度の中期的展望を持っています。できればこれらを整理し中期目標・中期計画としてまとめあげられればと思います。</p>		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、①学園行事、②保護者研修会、③園内職員研修会、④研修会、⑤啓発事業、⑥施設設備等の6本柱で毎年策定されていますが、内容が淡白であり行事予定的なものにとどまっています。事業計画報告に漏れている事業もあるので、取り組んでいることは漏れなく掲載されてはいかがでしょうか。また、先に挙げた重点目標や様々な事業の取り組みを中期目標・計画として整理した上で、毎年度の事業計画の冒頭においてそれを確認し「今年はこの部分に取り組んでいきます」「このことをどれくらい推進します」という年次目標を前文で掲げたうえで、前文に関連付け体系立てた事業計画を作りこまれてはいかがでしょうか。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、前年度の反省をふまえて見直しをしています。また、重点事項とともに年度初めの職員会議において説明・共有されています。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。		㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めの開始式において利用者への事業計画の説明が行われています。「かなりや学園報」(年報)やホームページでは、前年度の事業の報告とともに、卒園児の様子や施設運営の動向、療育の内容、学術講演の実績等、かなりや学園独自の取り組みを報告をしています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>月1回の勉強会や評価会議を通じて、職員の資質向上に取り組んでいます。グループ内で課題が話し合わせ、改善に取り組まれています。また、2021年度には外部研修・機器説明会等にオンラインも含め職員が14回参加しています。</p>		
I-4-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍における利用者減少に対するオンライン療育の導入や利用者の重複障害の増加や働く親・ひとり親家庭・外国人の増加などに対するきめ細かな個別支援対応、「聴覚障害児中核機能モデル事業」をきっかけとした卒後支援の取り組みや生涯支援の観点から相談支援事業所の併設など、様々な取り組みを展開しています。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>運営規程をもって、受審施設の運営内容とサービスの実施方法を示しています。さまざまな情報を朝礼や職員会議で職員に伝えています。研修等受講の勧奨もしています。</p>		
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>受審施設の根拠法令や専門職の資格法に利用者の尊厳重視や守秘義務規定などがあり、それらに則って取り組んでいます。国の「児童発達支援ガイドライン」による自己評価表（職員用・保護者用）を採用していますが、なおガイドラインが示している広い範囲の内容について、検証を進めるとともに、独自の創意工夫を重ねられるよう期待します。</p>		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	福祉サービスの質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>朝礼や職員会議を通じて日々の運営課題・個別ケースへの対応等については改善に取り組んだりアドバイスしています。また、職員の研究発表や研修会受講を勧奨しています。</p>		
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>毎月の勉強会において、時々、情勢や経営や組織のあり方などを話し合っています。Ⅰ-3-(1)-①で述べたような話し合いをされることで、中長期的な展望を共有していくと期待されます。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>1法人1施設の職員17名で、ほとんどが言語聴覚士という専門職であることなどの条件下で、実習の受け入れや養成校との連携など人材確保の取り組みをされています。Ⅱ-2-(4)-①で述べているように、実習生がそのまま就職したり、何らかのつながりで就職しています。ただ、言語聴覚士の非常勤や保育士の募集も応募がなく、雇用条件や待遇・福利厚生の限界もあり人材確保には苦慮しています。</p>		
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>就業規則・給与規程および組織体制図・業務分掌表等において職階や業務分担は明確に示されています。また、給与規程にはキャリアパス要件についても明確に定められており、それに準じて人事管理が行われています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の自己評価や園長面談が年1回実施されています。それらに基づき、就業規則の細かな改善など、働きやすい職場づくりが行われています。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの研修計画策定までは至っていませんが、内部の勉強会とともに職員の研究発表や外部研修の受講勸奨をしています。また、職員も自発的に研修を受講するなどしています。職員が個別に振り返りをして自己評価をする「育成リスト」を使って一人ひとりとの面接をし、内部の勉強会とともに職員の研究発表や外部研修の受講勸奨をしています。また、職員も自発的に研修を受講するなどしています。</p>	
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>給与規程に「キャリアパス要件Ⅱ 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会の確保」を定めており、職員の職務内容等を踏まえ、資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供を図るようにしています。その方針に基づき、毎月の全職員勉強会、初年度毎月実施の新任職員研修会、職員の研究発表や外部研修の受講勸奨などに務めています。栄養士・調理士、事務職員などは毎年固定で同じ研修を受講しています。</p>	
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月開催される受審施設内の勉強会、初年度毎月実施される受審施設内の新任職員研修に加えて、職員の研究発表や外部研修の受講勸奨をしています。業者からの補聴器などの補装具・機器類の説明も含めると教育・研修機会は豊富です。</p>	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>県内・隣県の養成校から毎年3名程度の言語聴覚士の実習を受け入れており、実際に人材確保に繋がっています。なお言語聴覚士臨床実習は指導内容が制度や養成校で詳細に規定されているため、実習受入・指導に関するマニュアルなどの整備はされていませんが、養成校の実習指導計画を共有しています。実習の担当は園長が務めています。</p>	

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「岡山かなりや学園」（年報）に事業報告書とともに卒園児の様子や施設運営の方向、年齢ごとの療育内容について、かなりや学園独自の活動などが、載っています。700部が印刷され関係者・関係機関に広く配布されます。ホームページには活動等の他に、決算報告・自己評価（保護者・職員）結果もホームページに掲載されています。</p>		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>事務職員2名により経理を行っています。顧問会計士が月1回会計の執行状況をチェックしています。Ⅱ-3-(1)-①で述べたように、ホームページで収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表が掲載されています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流と連携・地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。		㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設は地域の町内会に加入しています。子どもが通う保育園・幼稚園・こども園等での利用者・保護者とその地域の子どもたち・保護者との交流が行われています。また、利用者が通う保育園・幼稚園・こども園等での行事・運動会・遠足などに忌憚なく参加できるような支援も行っています。</p>		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍の前は、保育ボランティア（市社協募集や大学生で保護者研修中の子どもの世話支援）や清掃ボランティア（エアコン・電気清掃業者）などを受け入れていました。コロナ禍で、どのボランティアも受け入れられなくなっています。コロナ禍がおさまりに、ボランティアの受け入れが出来るようになる前に、ボランティア受入規程を作成し、体制を整えられてはいかがでしょうか。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>岡大医学部耳鼻咽喉科、利用児が通う保育所・幼稚園・こども園、岡山ろう学校、相談支援事業所、市町村の教育サポートセンター等と密接な連携を図っています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>岡山県に一つの難聴通園施設であり、周辺地域のニーズだけでなく、利用者ニーズや広域ニーズ対応として地域にアウトリーチをかけています。利用者・保護者からの希望で、訪問支援員による幼稚園・保育所・小学校等の訪問支援と学校教職員との協議を行ったり、県北の真庭市への巡回相談をはじめ地域の小学校からの要請で、総合学習の福祉の時間の難聴体験等に取り組んでいます。</p>		
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日本で難聴通園施設は20しかなくあまり馴染みがありません。そのため、保健師、保育園・幼稚園や小中学校などで聴覚障害児と接している先生方や相談支援事業所職員を対象に、岡山かなりや学園の指導を見学してもらい、講演や話し合いも通して聴覚障がいについての理解を深める機会を設けています。また、ポスター・パンフレットの配布、テレビ・新聞などマスコミを通して、聴覚障害についての啓発活動を行っています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・目標等を明らかにしており、保護者ニーズに焦点を当てた取り組みを特色としています。基本的人権に配慮したサービスの基本姿勢が定着するように、施設内研修、施設外参加研修共に人権問題の学習機会を設けています。サービス内容は個別支援計画をベースにして個の尊重を基本に計画されており、日常のサービスでは、実施プログラムごとの振り返りを行い、児童と家族に寄り添う場面面接の機会を欠かさず持っています。年間計画で保護者と職員各々の自己評価を行い、満足度についても把握しています。</p>		

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>施設設備では相談室や個別支援用の部屋等があり、プライバシーの保護ができています。登園時・下園時の記録には、タブレットとカードによる記録法を取り入れてプライバシーを保護しています。プライバシー保護については、職員は、言語聴覚士の養成課程で十分に学び、基本知識や姿勢について十分に理解しています。ただ、職員就業規則、運営規程などで、個人の秘密の保持についてそれぞれ部分的に述べられていますが、かなりや学園の特性に着目した留意点の規程・マニュアル等を作成されて明文化されてはいかがでしょうか。</p>	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所、幼稚園、学校等との並行支援システムが利用でき、複数施設の利用可能性を説明し、見学や体験利用の機会を設けています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等にわかりやすく説明している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>開始・変更時のサービス内容の説明と同意については、重要事項説明や契約書等文書と並行して入門者用の教室を開いて十分な理解を求めるとともに、聴覚障害児の理解のための冊子の発行・配布をしています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>サービス事業所の変更に当たっては引継ぎをするだけでなく、希望者には、指定保育所等訪問支援事業により、(ア)障害児本人に対する支援と(イ)訪問先施設の保育士等に対する支援を行います。家庭生活については、施設通所中に家庭での指導について支援をすると共に、希望者には家庭訪問を行っています。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>ガイドラインによる自己調査表で満足度を含む23項目の調査を行い、施設は各領域の家族の意見に対して【かなりやより】の欄を設けて逐一説明をしています。その他に、独自の面接、アンケート、グーグルドライブによる自由交信の機会を備えています。</p>	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情・要望の受付体制は、施設利用契約書、重要事項説明書、運営規程等で周知するとともに、受審施設内の掲示で知らされており、窓口担当者・苦情解決責任者・第三者委員・岡山県運営適正化委員会から構成されています。受付のために「かなりやの樹」と名づけられた掲示板とポストを設置しており、苦情情報の開示にもこの掲示板が使われます。</p>	
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者の相談・意見は日常場面での話し合い、「かなりやの樹」、アンケート、自己評価表、第三者委員の他に岡山県運営適正化委員会等を周知しています。</p>	
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の相談対応と意見の傾聴に努め、組織的に支援者グループ、児童発達支援管理責任者、管理者が対処しています。ガイドラインによる自己評価表の公表に当たっては、提示された意見に対して【かなりやより】欄を特設して、的確な説明に努めています。</p>	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童発達支援管理責任者が中心になって主に怪我について、ヒヤリハットの報告・検討を行っています。医療関係のリスクや情報漏洩のリスクなど、より広い範囲のリスク管理についてもヒヤリハットを期待します。防犯マニュアルを作成していますが、防犯対策を進めるに当たっては、地元の小地域の住民との連携が望まれます。地域との連携体制の構築に期待します。</p>	
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルス感染防止については、マニュアルを作成し、職員研修も行っていきます。インフルエンザやノロウイルス等への対策についても十分に対策はできていますが、マニュアル等がありません。感染対策のマニュアルを作成し、引き続き強化されることを期待します。</p>	

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>消防計画により防災体制が整備され、計画的な訓練が行われています。大規模災害による避難計画で受審施設外への避難訓練を行っています。訓練実施に当たっては、毎回の振り返りを励行して次々と課題を見つけて改善を繰り返しています。引き続きPDCA(Plan/Do/Check/Action)を重ね、1人の犠牲者も出さない防災体制を構築されるよう期待します。なお、国のガイドラインでは、事業継続計画(BCP)の策定と個別支援計画に災害時の対応について記載することが必要とされています。十分な検討を期待します。</p>	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・⑥・c	
<p><コメント></p> <p>文書化された標準的実施方法は作成されていません。療育等の実施方法については、職員は基本的なアイデアを共有して、具体的な内容や支援手法については担当者によるオーダーメイド方式で実施しています。実施内容の記録は、タイムテーブルやプログラム内容を一定の様式で記述しており、関係者の共通理解が促されるものとなっています。療育の実施内容は、受審施設内の研究指導の機会に動画で提出され研究協議のデータになります。また、療育支援プログラムの終了時に担当職員と家族で振り返りと検討を毎回欠かさず行っています。実施プログラムの標準化は進んでいるようです。但し、家族からは、事前に実施内容と手順を知りたいとの希望が寄せられています。タイムテーブルやプログラムの作成と、それらの説明をされる事を期待します。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑥・c	
<p><コメント></p> <p>標準的実施方法の文書化はしていませんが、2か月に1回の施設内研究指導で、サービス実施内容の検討を行っており、専門職員の間での共通に理解されたプログラムが形成されています。文書化がなされるなら、より丁寧な説明が出来るものと期待します。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく個別支援計画を適切に策定している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画はケース担当者が原案を作成し、児童発達支援管理責任者の下で管理されています。聴覚機能の測定や乳幼児の発達検査も含まれます。アセスメントから利用者のニーズ・支援内容として選ばれる範囲は、利用者・家族の関心の強いものから精選されています。支援職員の専門的な見立ては別途取り扱われ、支援内容を検討する指針となります。計画書は受審施設の統一的な様式により年度個別支援計画書、指導記録に結果が記録され、必要に応じて確認し共有できるデータとなっています。サービス実施場面での標準的実施方法の時案(タイムテーブル、プログラム等)を公表していませんが、利用者が見通しをもって参加出来るようにするためにも標準的実施方法の確立と事前の公表を期待します。</p>	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画は年2回見直されています。ケース会議は毎月実施されています。指導記録は、指導内容・目的・結果を記述するものとなっています。モニタリングでは医療的な検査結果や発達検査等には、標準化された検査法が使われています。2か月に1回の研究指導では療育支援の内容が事例として研究される機会があります。また、保健師との研究協議会に参加しており、サービス内容について幅広い見識を取り入れています。個別支援計画で取り上げたニーズが様々なプログラムに反映され改善される機会が広がっています。但し、個別支援計画にはベースラインや評価尺度のセットがなく、客観的な把握が不明確との嫌いがあります。より見える根拠を持って、サービスの説明を丁寧に行い、利用者・保護者の信頼をさらに高めるよう期待します。</p>	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者の心身状況や生活状況の記録、個別支援や集団支援の実施状況は組織が定めた記録様式によって記録されています。タブレット等OA機器を取り入れて、情報の流れを作る試みをしており、そのための職員研修を重ねています。</p>	
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>利用者の記録の保管、管理、利用、開示については、就業規則、運営規程、重要事項説明、利用契約書に断片的に定められています。情報は書面によるものに加えて電子データが多用されています。管理者は最新の法令やガイドライン等を理解し利用者の個人情報の保護と情報開示の2つの観点から管理体制を整え、職員は適切に情報を取り扱わなくてはなりません。そのためには規程類(個人情報保護規程等)を整備して職員と利用者がルールを守って個人情報を取り扱えるようにすることが望まれます。</p>	

評価対象 A 具体的なサービス内容

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-1-(1) 自己決定の尊重		
A-1-(1)-①	利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者の好きな遊び、興味、関心などの情報を保護者から得て、また利用者の学習記録や観察から得られる情報、他機関からの情報なども得て、個別療育と集団療育を実施しています。加えて、本人の聴力に最適な補聴手段によって聴覚を最大限に活用し、ことばの発達を促してコミュニケーション意欲を育て、社会性の発達を促せるような個別療育と集団療育を実施しています。</p>		
A-1-(2) 権利擁護		
A-1-(2)-①	利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員には毎年、年度始めに理念と行動指針で、権利擁護、虐待防止について話をしています。虐待防止マニュアルには、虐待とみなされる行為を具体的にあげており、職員セルフチェックリストを活用し、業務及び職場環境の確認をしています。また、受審施設の特有の療育に必要な行為を、保護者に説明し理解を得ています。保護者とのコミュニケーションの取り方も職員は適切な説明ができるように勉強しています。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
A-2-(1)-①	利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者から利用者の家庭や保育園、幼稚園での様子を聞いたり、保護者との実際の関わり方の様子を確認しながら、家庭で過ごすための必要な知識の習得などの助言支援をしています。利用者へのほめ方、反応の仕方、声のかけ方などを示し、また、療育の後の話し合いで細かくアドバイスし、保護者からも安心できるとの声が届いています。</p>		
A-2-(1)-②	利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>口話だけでなく、利用者の状態や状況など必要に応じて、遊具、ジェスチャー、文字、絵本の読み聞かせ、絵カード、プリント、写真等を使用し、ことばと体験を結びつけてコミュニケーションをとっています。聴覚障害の保護者が参加する勉強会や研修では手話通訳派遣を利用し対応しています。</p>		

A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>Ⅲ-1-(4)-②で紹介している、「かなりやの樹」(保護者からの意見掲示板)を保護者の意見だけでなく、利用者、保護者、職員の情報共有の場として利用しようとしています。また、療育では利用者に負担になりすぎているかなど、保護者に家庭での様子を尋ね、確認して説明、アドバイスをしています。</p>	
A-2-(1)-④ 個別支援計画に基づく日中活動と利用支援等を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>Ⅲ-2-(2)-②、A-1-(1)-①で述べているように、アセスメントを丁寧にとり、常に利用者の心身や発達の状況、その置かれている環境の把握に努めています。保護者からの相談に応じて、食事やトイレなどの日常生活、発音の家での練習方法など、家庭での取り組みなどを一緒に考え、必要な助言その他の支援を実施しています。</p>	
A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>療育は週に1、2~3日、1回1~2時間程度であり、家庭での生活すべてが言葉であり訓練となり、大切になります。家庭での取り組み方を保護者の療育参加と見学、話し合いの他にも、利用者と保護者がやり取りしながら絵日記を描くことで、経験を通してことばを獲得していけるように「絵日記指導」を実施しています。</p>	
A-2-(2) 日常的な生活支援	
A-2-(2)-① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者が0歳から就学前の幼児なので、日常生活、食事やトイレ利用などに親子で取り組んでいます。食事は保護者の希望で用意され、利用者と保護者が隣り合って座り、保護者が食べ方や食材を口話で説明しながら食べます。同様に、声のかけ方、反応の仕方、ほめ方、日常生活を家庭での取り組みに役立つようなアドバイスを行っています。</p>	
A-2-(3) 生活環境	
A-1-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>新園舎になり、各指導室や多目的ホール(食堂)など、施設内すべてが新しくきれいで快適です。施工業者と相談し、床は安全に配慮された素材の使用、バリアフリー化や階段の高さを低く設定するなど安全や安心に配慮しています。園庭には色を塗り替えたり、メンテナンスされた遊具が備えられており、療育後に利用者や保護者が残って遊ぶことができます。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
A-2-(4)-①	利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、毎回、個別支援に基づいた療育を事前の話し合いで段取りを決め、療育後にはその日の振り返りを保護者と行います。親子通園が基本で保護者はミラーガラスで療育の様子を見学し、利用者への接し方、療育の方法を学んでいます。コロナ禍以降、時間が取りにくくなっていますが、それでも工夫して療育後の話し合いや個別療育時に保護者からの疑問などに答えています。</p>		
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
A-2-(5)-①	利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>親子通園が基本のため、保護者にまかせていますが、体温測定、熱中症、転倒等によるけがなど、また、必要に応じて病院への付き添いなど、適切に迅速に対応しています。</p>		
A-2-(5)-②	医療的な支援が適切な手順と安全管理体制の下に提供されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>難聴児と診断をされて、不安を感じる保護者や利用者を受審施設内の耳鼻咽喉科医師の診断のもと、言語聴覚士が療育の相談や聴力検査をきめ細やかに対応し、継続的な療育を受けられるようにしています。医療機関や他の機関とも連携して各々の実態に応じた目標や計画を立て言語能力やその他全体的な療育を実施しています。</p>		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
A-2-(6)-①	利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者、保護者からの希望で利用者の通う保育園、幼稚園、小学校等に巡回訪問を実施しています。訪問支援員(言語聴覚士)が主体となり利用者の支援と各種学校職員等の相談に応じ、利用者等への療育的配慮や工夫について助言を行っています。</p>		
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
A-2-(7)-①	利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>就園、就学前に保護者、利用者の希望で保育園、幼稚園、学校に訪問し、授業や行事等に利用者が忌憚なく参加できるように、その利用者の特性や配慮の方法、工夫等を説明しています。就学、就園後も困らないように関係機関と連携を取りながら、支援をしています。</p>		

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
A-2-(8)-①	利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者に家庭での年齢に応じた利用者への関わり方や話しかけ方、言葉の発達のしくみなど研修会や日々の療育で説明をしています。利用者が自分で体験をしたことを思い出して言葉に表現できるようになるツールとして絵日記の記録で、家庭での取り組みの振り返りを行っています。また、新しくオンライン療育などにも取り組んでいます。</p>		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
A-3-(1)-①	子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設内の「大元寮診療所(耳鼻科)」への診察や様々なきこえの検査、ことばの検査を実施して、数値で利用者の状況を確認しながら、年齢に応じたカリキュラム、療育内容を実施できています。また、発達検査、知能検査も希望により実施し、必要な他機関を紹介し連携しながら、療育にあたっています。言語聴覚士が療育の相談や聴力検査をきめ細やかに対応し、継続的な療育を受けられるようにしています。医療機関や他の機関とも連携して各々の実態に応じた目標や計画を立てて言語能力やその他全体的な療育を実施しています。</p>		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
A-4-(1)-①	利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-4-(1)-②	利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-4-(1)-③	職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		